⑵　重点区域の名称：　歴史的市街地・東寺地区

重点区域の面積：約39ha

ア　地区の設定

図 4-11　重点区域図（歴史的市街地・東寺地区）

当地区は，東寺及びその周辺の市街地から構成されている。

平安遷都直後に官寺として建立された東寺を中心に開けた市街地であり，鎌倉時代以降，大師信仰の興隆や，大宮七条に稲荷社御旅所があったことなども影響し，次第に大宮通をはじめ，いくつかの道筋でにぎわいを見せるようになった。

広大な東寺の寺域を取り囲む築地塀越しに見える木造建築の堂宇や遠くから眺めることができる五重塔の姿は，京都を代表する風景の一つである。

毎月２１日には，「弘法さん」という愛称で知られる弘法市が開催され，境内地には植木・骨董・古着等の露店が所狭しと林立し，活気あふれる歴史的風致を形成している。

当地区は，景観計画において景観形成の重点地域として定めている歴史的市街地（北大路通，東大路通，九条通，西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地）に含まれており，景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち，歴史遺産型美観地区（東寺）と歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（東寺地区））に指定している地区から成っている。当該区域はこれらの区域界に基づき定めている。

この区域においては，第７章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には，主なハード事業として，京都市の歴史的風致の重要な構成要素であり，地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業である。ソフト事業は，市域全域に関連する伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより，歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから，重点区域を設定している。

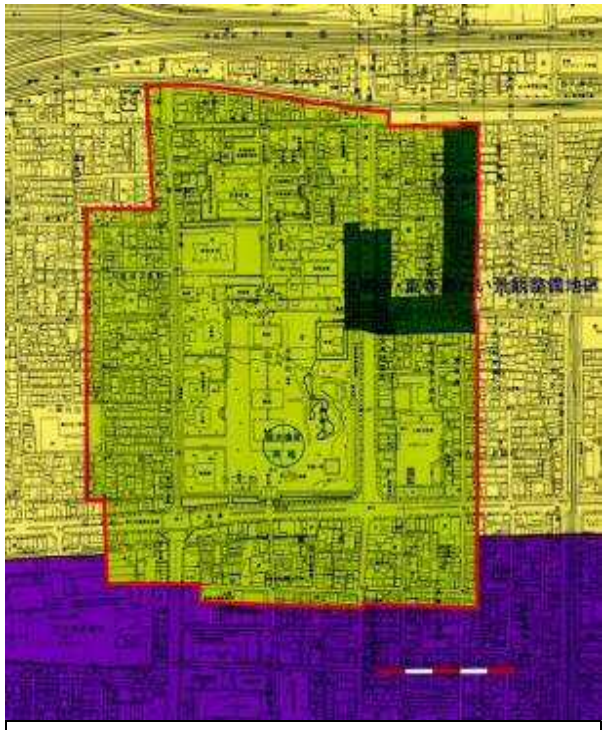

凡　　例	
	歴史遺産型美観地区（一般地区）
	歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区）
	市街地型美観形成地区
	町並み型建造物修景地区
	重点区域

図 4-12　「景観規制図」と重点区域